

公共サービス提供における利用者参画の意義と類型化 －英国のコ・プロダクションからわが国市民協働への示唆－

行正 彰夫

本論文の要旨

現在、わが国においては、ほとんどの地方自治体が、市民協働の用語を使用するとともに、さまざまな取り組みを行っている。その要因は、財政難などの地方自治体側の要因、市政への参画意識の高揚など市民側の要因などさまざまであるが、公共サービスに関する協働の枠組みのほとんどは地方自治体を中心となって取り組むものである。すなわち、地方自治体のための市民協働である。一方、英国を含む OECD 諸国では、近年、公共サービスの設計、提供、コミッショニング、評価の段階において、サービス利用者、市民、コミュニティ、ボランティアが専門職と協働する仕組みであるコ・プロダクションが積極的に取り組まれており、学術的な研究も盛んに行われている。本稿では、英国におけるコ・プロダクションを考察し、わが国地方自治体における市民協働への示唆を得る。

I わが国における市民協働の現状と課題

1990年代以降、わが国において市民協働が積極的に推進されている。その理由としては、地方財政の悪化に伴い、行政のみによるサービスに限界が見られるようになったこと、市民の価値観やニーズが多様化し行政のみで役割を担うことが困難になったこと、市民の側に市政への参画意識が高まったこと、1995（平成7）年の阪神淡路大震災後、防災をはじめとしたさまざまな分野において、NPOが発展したことなどがあげられる。こうしたなか、多くの地方自治体の総合計画に、市民協働は取り上げられている。

一方で、わが国では、「2010年の『新しい公共』概念の登場、そして2011年の東日本大震災以降、特に社会福祉や環境の法分野において、『連携』や『協働』という言葉が聞かれるようになった。」¹⁾が、「『連携』や『協働』に関する定義もなく、それらを担保するような規定も見受けられない。」²⁾との指摘がある。法学的な分野からのこの指摘と地方自治体の現場における協働の積極的な取り組みとの乖離は、わが国の「協働」概念の発展過程に、その要因を求めることができる。前山は、「『協働』ということばは地方分権改革推進のなかで普及して来たものだ。」³⁾と指摘している。国から地方へ、官から民への動きのなか、国や地方自治体のみではなく、市民との協働により取り組みが進められたものである。その課題としては、国や地方自治体の役割の見直しに伴い進められてきた経緯から、国や地方自治体主導の取り組みにとどまっていること、阪神淡路大震災以降、NPOの発展を促してきた経緯から、行政とNPOとの協働が中心であり、多様な主体による協働が進んでいないこと、上記のような状況から、公共サービスの提供に関する協働が中心であり、計画、評価の段階における協働が進んでいないことがあげられる。

このような課題を解決するために、次節以降では、英国におけるコ・プロダクションの取り組みに着目し考察を加えることとする。

II 英国公共サービスにおけるコ・プロダクション

1 コ・プロダクションの定義

コ・プロダクションの概念は、米インディアナ大学の政治学者ヴィンセント・オストロムによって、1977年に提唱されたものである⁴⁾。荒木は、この用語について、「『地域住民と自治体職員とが協働して自治体政府の役割を果たしていくこと』の意味を一語で表現するために造語したものである。」⁵⁾と述べている。また、前山は、「オストロムにあって coproduction が提起されているのは、住民によってお

こなわれる公共財・公共サービスの、行政との共同制作といった意味である、つまりは、公共サービス供給システムのデザインに住民が参加することにより、所期の目的にそのサービスがよりよくなうこととなるというものである。⁶⁾と述べている。ここで議論されているのは、行政と住民との関係性であり、住民参加であると考え。すでに、オストロムの定義から約40年が経過しており、公共サービスの提供主体は多様化している。そのため、ボイルとハリスは、「主要政策の議論を促進する基礎を築いた内閣府（Cabinet Office）でさえ、社会的な問題に取り組むための市民と政府間のパートナーシップを設立することと相当幅広く定義している⁷⁾。」と指摘している。

ボベールとロフラーは、コ・プロダクションは、「人々のための公共サービスから、人々による公共サービスへの動きとして概念化できる⁸⁾。」と述べている。そして、サービス提供者と利用者が相互に依存することには、次の3つの意味があるとしている⁹⁾。

- ① 利用者がサービスの過程へ体系的に参画することは、成果に影響する。
- ② 顧客は、生活の質に関する最終的な成果のみでサービスの質を評価しない。サービス提供の過程を重視する。
- ③ 市民の投入の機会が増加し、社会的価値創出に貢献する。

すなわち、コ・プロダクションは、サービス提供の過程に利用者が参画し、その過程を重視することで、社会的価値を創出するものである。また、「コ・プロダクションは、サービスの提供過程における受益者の貢献を強調する。たとえば、学校における成果は、教師による教え方の質だけでなく生徒の態度や行動にも依存する。¹⁰⁾」こととなる。コ・プロダクションにボランティアとして参画する市民の動機については、「この活動の動機は、利他的（自分自身を助けることができない他者を助けること）なものもあれば、利己的（知人とのネットワークを広げること、または履歴書へ掲載する経験を得ること）なものもある¹¹⁾」と指摘している。そして、「公共サービスの利用者とコミュニティのコ・プロダクションとは、専門職と市民が、お互いの資産、資源、貢献をより良く利用し、より良い成果および（または）効率性の改善を達成することである。¹²⁾」と定義している。

ここで、筆者として、コ・プロダクションを定義する。まず、コ・プロダクションを構成する主体は、サービス提供者とサービス利用者であり、その関係性は異質・垂直的であると考え。サービス提供者には、自治体、NPOなどの発注者、サービスを実際に提供するプロバイダーやサプライヤーが含まれる。サービス利用者には、その家族、介護者、コミュニティ、近隣、市民などが含まれる。コ・プロダクションは、この両者が、公共サービスの設計、提供、コミッショニングおよび評価という一連の流れにおいて、すべての段階で、ともに成果を生み出し、より良い公共サービスへとつなげる仕組みであると定義できるものと考え。

ボイルとハリスは、サービス提供者である専門職とサービス利用者のサービス設計と提供における役割の関係性に着目し、コ・プロダクションを説明している¹³⁾。図表1では、①は、専門職により設計、提供されるものである。これは、伝統的な行政サービスであり、行政のみがサービス提供者であり、市民はサービス受給者という枠組みである。⑨は、専門職はサービスの設計立案に関与せず、利用者またはコミュニティによってサービスが提供されるもので、完全な住民自治によりサービスが提供されるものである。そして、③および⑦は、いずれか一方が設計したものを、他の一方が提供するものである。ここまでは、コ・プロダクションには該当せず、協働で、設計もしくは提供または両方を実施する②、④、⑤、⑥および⑧が、コ・プロダクションに該当するものと考え。そのうち、②、④、⑥および⑧は、いずれか一方が設計したサービスを協働で実施する、または協働で設計したサービスをいずれか一方が実施するものであり、設計、提供いずれかにおいて、コ・プロダクションが実現している。最後に、⑤は、サービスの設計、提供の両方を、専門職と利用者またはコミュニティが協働で行うものであり、②から⑧のなかでは、最も成果を生み出すコ・プロダクションの類型といえることができる。

2 コ・プロダクションの類型化

ロフラーは、図表2のとおりヨーロッパの5つの国の利用者の参画レベル、特に英国において利用者の参画レベルが高いことを示し、コ・プロダクションの概念に関して、「特に、英国ではアドバイザー、研究者の間で政策レベルの議論が行われている。¹⁴⁾」ことを指摘している。そのうえで、コ・プロダク

図表1 サービスの設計と提供における利用者と専門職の役割

		サービスの設計への責任		
		完全なサービスの計画立案者としての専門職	協働の計画立案者としての専門職と利用者／コミュニティ	サービスの計画立案に専門職は関与しない
サービスの提供への責任	完全なサービス提供者としての専門職	①伝統的で専門的なサービスを供給する	②専門的なサービスを提供するが、利用者／コミュニティは計画立案と設計に参画する	③専門職が完全にサービスを提供する
	協働の提供者としての専門職と利用者／コミュニティ	④専門的に設計されたサービスを利用者が専門職と協働で提供する	⑤十分なコ・プロダクション	⑥ほとんど公式で／専門的でないサービスを利用者／コミュニティが提供する
	完全な提供者としての利用者／コミュニティ	⑦専門的に設計されたサービスを利用者／コミュニティが提供する	⑧協働で計画立案または設計したサービスを利用者／コミュニティが提供する	⑨自己編成のコミュニティによる供給

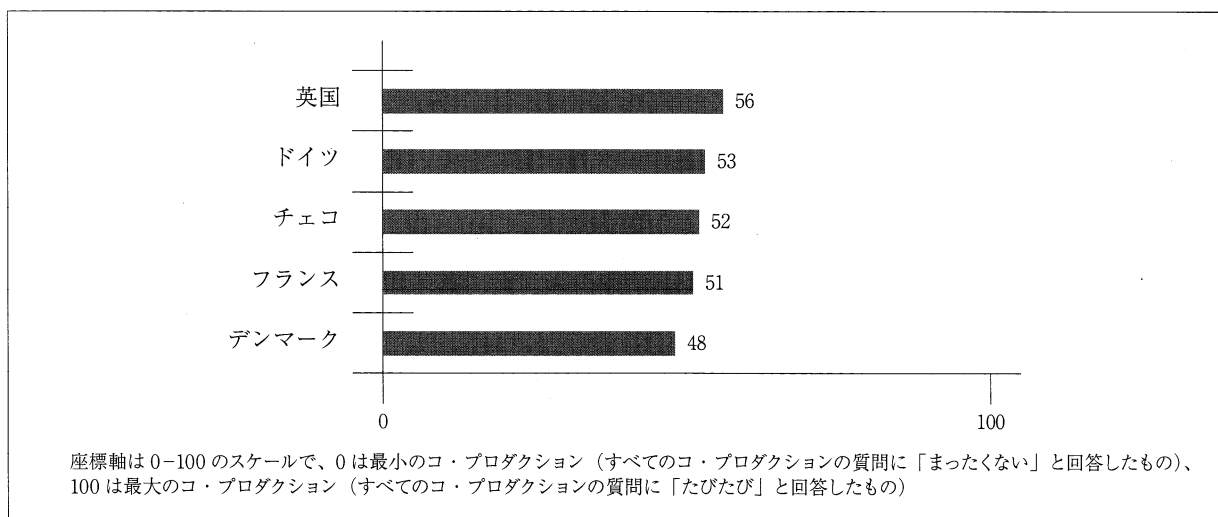
(出所) Boyle, D. and M. Harris (2009), p.16.

ションの個別原則として次の4つをあげている¹⁵⁾。

- ① サービス利用者を消極的な消費者としてより、積極的な資産であると考える。
- ② スタッフとサービス利用者間を上下関係とみなすのではなく、両者間の協働の関係を促進する。
- ③ サービスそのものよりも、成果を重視する。
- ④ 代替的 (substitutive) (地方自治体の投入分を利用者またはコミュニティの投入分に置き換える) または追加的 (additive) (専門職の投入に利用者またはコミュニティの投入を追加すること、または従前の個々の自助やコミュニティの互助に専門職の支援を導入すること)

①②は、サービス提供者とサービス利用者の関係に焦点を当てているものである。サービス提供者側が、サービス利用者を資産であり協働の立場にある者として考えることがコ・プロダクションの原則である。すなわち、コ・プロダクションにおいて、サービス利用者は、サービスを受給するだけの存在ではなく、サービスの設計、提供、コミッションングおよび評価に積極的に参画する存在なのである。③はサービス提供において利用者が参画することから、成果が重視されることになるものである。④はコ・プロダクションの2つの類型を示している。第1の代替型は、これまで地方自治体が担っていた部分を利用者またはコミュニティが担うことであり、そのため、地方自治体側の経費やスタッフの削減に

図表2 ヨーロッパにおける利用者の参画レベル (環境、健康およびコミュニティの安全)



(出所) Loeffler, E. (2009), p.3.

つながる。サービス利用者またはコミュニティ側では、自分たちがサービスの一部を構成することで、より良いサービス、すなわち成果につながることになる。第2の追加型は、さらに2つの類型に分かれる。一つは、サービス提供者に利用者またはコミュニティの投入を追加するもので、もう一つはその逆で、利用者またはコミュニティに専門職の支援を追加するものである。

また、「コ・プロダクションは、取引性よりも、関係性である。すなわち、コ・プロダクションには、利用者の参画と意思決定の活動が必要になる。¹⁶⁾」ことが指摘されている。原則④の代替的、追加的と取引性、関係性の関係は、図表3のとおりである。関係性・追加型①では、専門職とサービス利用者が協働で、利用者のニーズとケアプランの評価を行うことがあげられている。これらは、これまで専門職のみで行っていた評価にサービス利用者の投入を追加するという、専門職に利用者またはコミュニティの投入を追加するものである。関係性・代替型②では、専門職が行う支援をサービス利用者のネットワークにより提供することがあげられており、事例としては、患者専門家 (Expert Patients)¹⁷⁾ による支援のネットワークがあげられている。取引性・追加型③では、電子版参加型予算 (オンライン) が事例としてあげられており、取引性・代替型④では、ウェブサイトでの初期診断への専門職の支援があげられている。この事例から、相互作用の性質が関係性である場合には、サービス提供者とサービス利用者は、顔の見える関係にあることがわかる。このように、専門職とサービス利用者が密接な関係にある場合に、コ・プロダクションにおいて、より大きな成果が生み出されることとなる。

図表3 コ・プロダクションのタイプ

コ・プロダクションのタイプ	専門家と利用者／コミュニティによってもたらされる資源	
	追加的	代替的
相互作用の性質	関係性	①専門職と利用者が、利用者のニーズとケアプランを協働で評価すること ②患者専門家の仲間による支援のネットワーク
	取引性	③コミュニティプロジェクト／公共サービスを提案している市民とともにオンライン (電子版参加型予算) で実施した参加型予算 ④専門的に支援されたウェブで、病気の初期診断を行うこと

(出所) Loeffler, E.(2009), p.7 (丸数字は筆者が加筆した)

もう一つの重要な区分がある。それは、コ・プロダクションの全体 (collective) と個人 (individualistic) の形態である。英国地方自治体研究機構¹⁸⁾は、全体をコミュニティ、個人をパーソナルのコ・プロダクションとしている¹⁹⁾。それぞれのコ・プロダクションを整理すると図表4のようになる。ロフラーは、「全体形態のコ・プロダクションは、ボランティアを伴う。²⁰⁾」こと、「全体形態のコ・プロダクションは、ボランティアの標準的な概念の範囲を越えており、ボランティアに付随する含蓄を常に持つわけではない。²¹⁾」ことを指摘している。

ここで重要なことは、ロフラーが指摘しているように、「公共サービスの支援が最も必要な社会的に不利な状態にある多くの市民は、社会的ネットワークの一部でなく、まず自分自身をコミュニティの一員と認識するための自信を得る必要がある。²²⁾」ということである。それらの市民が、全体形態のコ・プロダクションに参画するためには、まずは個人形態のコ・プロダクションによるエンパワーメントが必要である。最終目的は、全体形態のコ・プロダクションで社会的価値やソーシャル・キャピタルを創出することであるが、実務ではいつもそのように進むわけではなく、まずは、個人形態のコ・プロダクションで個人のための価値を生み出すことも重要となってくる。

ロフラーが事例としてあげているリサイクルを例に検討を試みる。個人形態のコ・プロダクションは、まずは、個人がリサイクルに関する意識を持ち、自分の家庭のリサイクル可能なごみをリサイクルセンターに持ち込むことである。ここには、すでに行政のリサイクルセンターが存在し、市民が持ち込んだリサイクル可能なごみを処理する仕組みも行政により用意されている。市民は、その制度の枠内で活動することとなる。しかしながら、この市民の取り組みはコ・プロダクションの根幹をなすものである。

図表4 コ・プロダクションの2つの形態

	全体（コミュニティ）形態の コ・プロダクション	個人（パーソナル）形態の コ・プロダクション
関連する制度	ボランティア	▶ 個人化（personalisation） ▶ 個人予算（individual budgets）
対象サービス	複数の人々によって生み出されるサービス	個人のみによって活動が行われるサービス （通常はサービス利用者、ときにボランティア）
生み出す価値	▶ アウトカムの改善のような重要な便益 ▶ 信頼の構築 ▶ サービス利用者とサービス提供者の関係性の改善 ▶ より強固なコミュニティのつながり ▶ ソーシャル・キャピタルの創造	コミュニティの社会的価値同様、個人のための価値を生み出す
	個人の価値、公共の価値、または両方	
期待されること	コミュニティのリーダーシップを高める、公共の信頼を増すなどの社会的価値の創出	—
事例	▶ 老親、他の家族、友人の世話をしている数百万人の女性 ▶ タイムバンク	▶ 個人：自宅での透析に合意している患者 ▶ ボランティア：利用者からのサービスへの不満や苦情を定期的に収集し報告することに合意した市民
双方を伴う事例 ⇒リサイクル	自分たちの近隣で、収集当番をすることへの合意	自分たちのリサイクル可能なごみをリサイクルセンターへ持ち込むこと

（出所）筆者作成

なぜなら、行政が制度を構築しても、市民がその制度に基づいて行動しなければ、何も意味をなさないからである。そこから、全体形態のコ・プロダクションになると、市民は、近隣の収集当番をすることに合意する。これは、行政の制度に基づいて行われる個人形態のコ・プロダクションから、同じように行政の制度に基づいているものの、全体形態のコ・プロダクションへと移行しているものである。行政が、収集当番の基本的な業務内容等を制度化したうえでコミュニティに依頼し、コミュニティが、その依頼を受けてボランティアとして実施しているものではあるが、当番に出る人数や各自の時間帯など具体的なことはコミュニティレベルで決定することが可能である。

これらは、サービスの提供段階に焦点を当てたものであるが、コ・プロダクションは、設計（コ・デザイン）、提供（コ・デリバリー）、コミッショニング（コ・コミッショニング）および評価（コ・アセスメント）のPDCAサイクルを伴うことが指摘されている²³⁾。PDCAサイクルでも指摘されることだが、どのように評価を設計につなげるかが重要である。先ほどの事例では、収集箇所や当番制度などの設計や評価を市民とともに行うことが、コ・デザイン、コ・アセスメントである。収集当番の制度について、実際に当番に立っているコミュニティの一員として、この制度の評価に参画し、より良い制度とするための設計に参画することが重要である。

3 コ・プロダクションの主体

コ・プロダクションによる公共サービスの提供を考えると、最も重要な要素は「誰が」という主体の問題である。コ・プロダクションは、サービス利用者、市民、コミュニティおよびボランティアが、公共サービスの主体となる制度であるため、サービス利用者等は常にコ・プロダクションの主体となる。SEIC²⁴⁾は、もう一方の主体との関係性で、次の3つに分類できるとしている²⁵⁾。

（1）サービス利用者とサービス利用者

サービス利用者同士が協働するものである。同じ公共サービスを受けている利用者またはグループが、サービスの質の向上を目指す取り組みとして整理できる。当該サービスのことを最もわかっているのは、実際にサービスを受けている利用者である。しかしながら、個人でサービス改善に向けた取り組みを行うことはむずかしく、そのため、利用者が相互に支援しあうことが必要となる。公共サービスにおいて

は、サービス提供者である専門職とサービス利用者の間には、情報の非対称性などが存在し、専門職の優位性が問題視されることになるが、サービス利用者同士のコ・プロダクションは、このことの是正につながる重要な仕組みである。

(2) サービス利用者と専門職（サービス提供者）

サービス利用者と公式なサービス提供者との協働的な関係である。現場スタッフとサービス利用者間の対話と交渉の重要性が強調される²⁶⁾。この関係性は、最も典型的なものであり、先に述べた代替型、追加型は、この関係においてのみ表れる。代替型は、専門職の投入を利用者またはコミュニティの投入に置き換えるものである。追加型は、専門職の投入に利用者またはコミュニティの投入を追加するもの、あるいは利用者またはコミュニティに専門職の支援を追加するものである。いずれも、利用者またはコミュニティと専門職の関係が対象となっているものである。

(3) サービス利用者とボランティア

コ・プロダクションにおいて、ボランティアは重要な役割を果たしている。個人形態のコ・プロダクションは、個人のための価値を生み出す一方、全体形態のコ・プロダクションは、社会的価値、すなわちソーシャル・キャピタルを生み出す。そうした意味で、コ・プロダクションの形態においては、個人形態から全体形態へと向かうことが望ましいものとする。先に述べたとおり、全体形態のコ・プロダクションが主にボランティアを伴うことから、特に、その役割は重要である。

個人形態のコ・プロダクションでは、これらの関係が単一で現れるが、全体形態のコ・プロダクションでは、多様な利害関係者が関与し、生み出される資産や技術がより幅広く流通することから、全体形態のコ・プロダクションのほうが、個人形態のコ・プロダクションよりも便益があるように見られている²⁷⁾。医者と患者のみの個人形態のコ・プロダクションよりも、医者、患者、患者会、市民、コミュニティ、ボランティアなど多様な主体が関与する全体形態のコ・プロダクションが目指すべき方向性なのである。

4 コ・プロダクションにおける評価の重要性

ロフラーは、「コ・プロダクションの評価はまれにしか行われぬ²⁸⁾」こと、「興味深いことに、これらの評価では効率性よりも有効性に焦点が当てられている²⁹⁾。」ことを指摘している。このことは、コ・プロダクションは、サービス利用者、市民およびコミュニティとの関係で、より良い公共サービスを目指すものであり、サービスの質に焦点が当たることを示している。このようにサービス利用者が、サービスの設計、提供、コミッショニングおよび評価に関して、専門職と協働で実施する制度においては、特に、評価が重要になるものとする。そして、地方自治体とサービス利用者、市民、コミュニティが協働する場合、その成果とは、当然にこれらの者にとっての成果を指しており、アウトカム指標となるべきである。

デュローズほかは、コ・プロダクションの評価手法として、次の3つをあげている³⁰⁾。1つ目は真価を問う質問 (Appreciative enquiry) である。インタビューとストーリーテリングを用いて、これまでのなかでの最高の体験や成功を引き出し、それらの重要な要素を特定、分析することにより積極的な変化を促進する。2つ目は、同僚評価 (Peer review) である。インフォーマルな個人同士のつながりや同僚とのネットワークの果たす役割が重要である。これらは、最も信頼できる有益な情報源であるとされている。3つ目は、データの共有 (Data sharing) である。既存のデータを上手に収集し、ベンチマークを行う方法である。これらは、地方自治体のみ、またはサービス利用者、市民、コミュニティのみでは実現不可能である。サービス提供者とサービス利用者等が、協働でアウトカムベースの評価を行うことは、より良いサービスの設計に生かされ、より良いサービスの提供につながる事となる。

Ⅲ わが国地方自治体における市民協働への示唆

これまで、英国におけるコ・プロダクションの定義、類型、主体および評価について考察してきた。定義に関しては、英国においても、概念の歴史としては新しくないものの、近年、着目されることとなったため、十分に確立されているとは言えない。こうしたなかでも、コ・プロダクションは、英国の多くの地方自治体で、積極的に取り組まれるとともに、学術的な研究も進められている。個人形態、全体形

態の分類、代替的、追加的などの分類が行われていることは、その証左である。しかしながら、コ・プロダクションの評価に関する研究は、いまだ散見されるのみである。

わが国においては、「オストロムの coproduction のことばを基に、自治行政の観点から荒木昭次郎が『協働』の言葉をつくった。³¹⁾」とされている。コ・プロダクションについては、現在、わが国の地方自治体における使用例はほとんどない状況であるが、インターネットで「コ・プロダクション」の用語で検索すると、以下の2つの事例が確認できた。

まず、習志野市においては、部局長が各部局の取り組みに関する情報を積極的に発信するため2013(平成25)年4月に創設した部長ホットライン³²⁾のなかで、保健福祉部長がコ・プロダクションに言及している³³⁾。そのなかで、コ・プロダクションは、市民ボランティアとの協働により成立していると述べられており、ここでは、ボランティアとサービス利用者の関係性が強調されている。また、地域包括ケアシステムをコ・プロダクションの取り組みとして紹介している。地域包括ケアシステムは、厚生労働省による「2025年(平成37年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進する³⁴⁾」制度である。ここでは、医療と介護の連携は欠くことのできない要素であり、コ・プロダクションの基軸となるとされており、地域包括ケアシステムの医療・介護連携をコ・プロダクションとしてとらえている。一方で、介護予防・日常生活総合支援事業やその他の生活支援サービスにおいては、老人クラブ、自治会、ボランティア、NPO等が事業主体となることが期待されており、行政とこれらの関係もコ・プロダクションとしてとらえているようである。ここでは、協働に対する英語として、「パートナーシップ」「コラボレーション」「コ・プロダクショ」のいずれもが該当すると述べられている。

甲府市の「甲府市の協働によるまちづくりに関する基本方針」では、協働の概念として、パートナーシップは、同じ目的を目指すなかで、主体間の対等・平等な関係による連携を表す意味、コラボレーションは、互いに異なる主体が、同じ目的を目指し、その異質性や個性をだすことで、新たなものを生み出すことに主眼をおいた関係を表す意味、コ・プロダクションは、同じ目的を目指すなかで、相乗効果による生産性の向上や効率化に主眼をおいた関係を表わす意味であると整理されている³⁵⁾。

荒木が、協働の基としたコ・プロダクションの用語は、このようにわずかな使用例しかなく、その定義も一定していないが、それを基につくられた協働は、わが国地方自治体において積極的に取り組まれている。それは、先に述べたように、財政上の問題、市民ニーズの多様化、市民の市政への参画意識の高揚、NPOなど新しい公共の躍進などの理由によるものであると考える。この場合、市民協働とは、地方自治体と地方自治体以外の主体の協働を指している。具体的に、地方自治体以外の主体とは、市民、町内会等の地縁団体、地域に存在するその他さまざまな団体、ボランティア、特定のサービス利用者のグループなどである。今後、わが国の市民協働がより進化するために、英国のコ・プロダクションからの示唆として、次のことがあげられる。

1つ目は、行政主導の市民協働ではなく、地方自治体、サービス利用者、市民およびコミュニティなど、コ・プロダクションに参画する主体の対等な関係性を基礎とする協働を目指すべきである。2つ目は、市民協働という一律の理解ではなく、取り組みを類型化し、それぞれの取り組みの位置づけを明確にすることの重要性である。英国では、コ・プロダクションは個人形態、全体形態に分類されている。全体形態のほうが、より大きなソーシャル・キャピタルを創出するが、コ・プロダクションの初期段階では、個人形態のコ・プロダクションのほうが参画しやすいというメリットもある。これらの特徴を理解して取り組む必要がある。3つ目は、評価の重要性を認識することである。特に、コ・プロダクションにおいては、地方自治体内部のみの評価では不十分で、コ・プロダクションの一方の主体であるサービス利用者、市民、コミュニティにとっての成果を測定することが重要である。4つ目は、公共サービスの提供方法自体を改革することである。英国においては、公共サービスの多くは、コミッションング³⁶⁾という手法で民間部門やサードセクターなどのプロバイダーへ委託されている。そのため、公共サービスにおいて、サービス利用者、市民およびコミュニティとのコ・プロダクションをどのように実施するかということは、コミッションングにコ・プロダクションをどのように適用するかという問題に直結することとなる。特に、コミッションングは、公共サービスの分析、計画、提供および評価のステージに分

かれることが一般的であり、それぞれのステージでどのようにコ・プロダクションを実施するかということが非常に重要になると考える。このことについては、今後の研究課題としたい。

注

- 1) 三輪 (2015)、99 頁。
- 2) 同上稿。
- 3) 前山 (2005)、31 頁。
- 4) Ostrom, V. and F. P. Bish(1977).
- 5) 荒木 (1990)、6 頁。
- 6) 前山、前掲稿。
- 7) Boyle, D. and M. Harris (2009), p.16.
- 8) Bovaird, T. and E. Loeffler(2013), p.1.
- 9) *Ibid.*, p.2.
- 10) *Ibid.*, p.4.
- 11) *Ibid.*
- 12) *Ibid.*
- 13) Boyle, D. and M. Harris, *op.cit.*
- 14) Loeffler, E. (2009), p.3.
- 15) *Ibid.*, pp.5-6.
- 16) *Ibid.*, p.6.
- 17) 英国では、2002 年から患者専門家プログラムが実施されている。疾患のことは患者にしかわからないことがあり、その経験値を医療に役立てようとするものである。医療費の削減につながっているとの報告がある。
- 18) The Local Authorities Research Council Initiative (LARCI) は、地方自治体と研究組織に密接なパートナーシップをもたらすことを目的に 1997 年に設立された。
- 19) Loeffler, E., *op.cit.*, p.8.
- 20) *Ibid.*, p.9.
- 21) *Ibid.*
- 22) *Ibid.*, p.10.
- 23) Bovaird, T. and E.Loeffler, *op.cit.*,p.5.
- 24) Social Care Institute for Excellence (SCIE) は、知識の共有によって、社会保障を利用する人々の生活の改善を目指しているチャリティである。
- 25) SCIE (2009), p.4.
- 26) *Ibid.*
- 27) *Ibid.*
- 28) Loeffler, E., *op.cit.*, p.11.
- 29) *Ibid.*
- 30) Durose, C. et al. (2014), pp.14-17.
- 31) 前山、前掲稿、33 頁。
- 32) 政策経営部長、まちづくり広報監、総務部長など 24 人の部局長が、市民に知ってもらいたいことを情報発信している。
- 33) 習志野市ホームページ https://www.city.narashino.lg.jp/m_hotline/kenkouhukusi/H27-4_H27-9/H27-05-01.html および https://www.city.narashino.lg.jp/m_hotline/kenkouhukusi/H27-4_H27-9/H27-06-01.html (2016 年 6 月 26 日最終アクセス)
- 34) 厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiki-houkatsu/ (2016 年 6 月 26 日最終アクセス)
- 35) 甲府市、「甲府市の協働によるまちづくりに関する基本方針」<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shimintaiwa/kurashi/shimin/npo/kyodo.html> (2016 年 6 月 26 日最終アクセス)
- 36) 2015 年 2 月に、イングランドに存在する 56 ユニタリー (単一自治体) の一つであるスロウ市 (Slough Borough Council) において筆者が行った現地調査において、幸福部門 (Wellbeing Department) の財務マネージャであるジョージ・グラント氏は、公共サービスのほとんどがコミッションングというバスケットに入っているという表現を用いて、このことを述べている。

参考文献

- 荒木昭次郎『参加と協働－新しい市民＝行政関係の創造－』ぎょうせい、1990年。
- 前山総一郎「『協働』概念の歴史的展開－自治基本条例の分析を通して－」『産業文化研究』14号、31-48頁、2005年。
- 三輪まどか「『協働』・『連携』の法学的考察－『協働型契約』の可能性とその明文化・書面化へ向けて－」南山大学紀要『アカデミア』社会科学編、第8号、99-114頁、2015年。
- Bovaird, T. and E. Loeffler, 'We' re All in This Together: harnessing user and community co-production of public outcomes' , *Institute of Local Government Studies*, June 2013.
- Boyle, D. and M. Harris, *The Challenge of Co-production How equal partnerships between professionals and the public are crucial to improving public services*, nef, THE LAB and NESTA, December 2009.
- Durose, C., C. Mangan, C. Needham and J. Rees, 'Evaluating Co-production: pragmatic approaches to building the evidence base' , *For Co-production Panel, Political Studies Association Conference*, April 2014.
- Loeffler, E., *A Future Research Agenda for Co-Production Overview Paper*, LARCH, December 2009.
- Ostrom, V. and F. P. Bish, *Comparing Urban Service Delivery Systems: Structure and Performance*, Sage Publications, 1977.
- Social Care Institute for Excellence, 'Co-production: an emerging evidence base for adult social care transformation' , *Research Briefing* 31, March 2009.

(筆者は関西学院大学大学院研究員・岡山市役所勤務)